

## 明代里甲編成の変質過程：小山正明氏の「析戸の意義」論の批判

川勝，守

<https://doi.org/10.15017/2338965>

---

出版情報：史淵. 112, pp.163-184, 1975-03-31. 九州大学文学部  
バージョン：  
権利関係：

# 明代里甲編成の変質過程

—— 小山正明氏の「析戸の意義」論の批判 ——

川 勝 守

## 目 次

序

(一) 小山正明氏の里甲制の理解とその問題点

1 里甲編成の地縁性      2 析戸の意義      3 土地売買と子戸の設置

(二) 里甲の編成原則の変質

1 寄荘戸の設置      2 寄荘戸から析戸・子戸へ      3 「田・糧不過都」

(三) 均田均役法による里甲の編成

1 子戸・析戸と郷紳的土地所有      2 均田均役法による里甲編成

結 び—研究の展望

序

1

里甲制とは、いうまでもなく明王朝が農村支配の根幹とした機構である。かつて、里甲制の「里」は、行政村落か自然村落かという議論があった。これは、いわゆる旧中国社会に「共同体」を見出す、ないしは否定するという議論<sup>1)</sup>

とも関係して研究者の関心を呼んだが、そのはつきりとした結論が出される前に何となく自然村落の要素を多分に加味した行政村落という理解が一般化してしまったようである。<sup>(2)</sup>ところが、この約十年間の安野省<sup>(3)</sup>、鶴見尚弘<sup>(4)</sup>、小山正明<sup>(5)</sup>等諸氏の研究が出るに及んで、「里」が行政村か自然村かの議論は全く色褪せてしまった。<sup>(6)</sup>もとより三氏の研究の問題観・時代観には明瞭なちがいがあがあるが、にも拘らず共通しているのは、里甲制を単なる鄉村行政<sup>(7)</sup>賦・役徴収の機構とのみ理解するのではなく、村落共同体ないし共同体機能を有するものと理解した点であろう。すなわち、里甲制の研究はここに至って単なる制度史の一面面に限られることなく、下部構造—土地所有関係をも射程に入れた、当該国家権力の構造を究明する一方法となつたのである。しかしながら、上記三氏の研究のうち小山氏の里甲制の理解は、筆者にとって全くわからない。以下本小稿を、挙げて小山氏の所説の紹介とその批判的検討に費す所以である。蓋し、今日の明代史研究のうちで小山氏の作品の占める位置は大きい。壮大な着想、緻密な実証また堅牢極まる体系にぶち当たってみるのも勉強である。以下、見当外れの雑言に小山氏の寛恕を乞うとともに大方の御教示を得たいと思うものである。

なお、筆者はこれまで明清時代の農村ないし農民像、またそれらの再生産構造のあり方などの究明を意図してきたが、その一環として、国家権力が農民家族をいかに制度的に把握していたかの問題を考えたい。その場合、「戸」の問題が取り上げられるべきであるが、その詳細な検討は全て今後に委ねることとする。但し最近の研究では、丹喬二氏が宋代の「戸」に関する一考察—主戸客戸制研究の前提<sup>(8)</sup>—中で明代の「戸」の問題にも言及されていることを付記しておく。

## 2

小山正明氏の論証の手続きは次の通りである。元來の里甲組織は、各里各甲間の徭役負担能力の均等性が維持されるように編成されていた。こうした均等性がどのように保証されたかと言えば、明初において土地所有が比較的平

化していたとすれば、そのこと自体が均等性の保証となるが、しかし里甲組織の各戸は、明初以来戸則に格付けされた存在であり、各戸間の経済的内容の不均等性が前提とされていたのみならず、国家によるその不均等性の容認の下に、里甲編成が行なわれたのであるから、こうした経済的内容の不均等な戸を、戸数原則によって里甲に編成し、しかも各里各甲間の徭役負担能力の均等化を維持するためには、国家による強力な人為的組合せが必然化せざるをえないが、この機能を果たしたのが、十年ごとに行なわれた黄冊攢造とそれに伴う里甲組織の改新であったと思われる（一九一—二〇頁）といい、ここに小山氏は里甲間の均等性の保証を求めるのである。右の結論部分すなわち十年ごとの黄冊攢造の時に、戸数原則によりながら同時に各里各甲間の徭役負担能力の均等化を計ったと考えられる点については筆者も異論はない。問題は、筆者が傍点を付した「国家による強力な人為的組合せ」が果して明初の里甲編成からみられたか否かであろう。明代の里甲が行政村落か自然村落かは戦前から続いている古い議論である。しかし小山氏の所説は行政村落説どころかおよそ村落的地縁的要素を全く認めないものであると筆者には思われる。そこで小山氏の所論の論証の根拠を検討してみる必要があるが生じる。小山氏の所論は三点の事実認識から成り立っている。(1)里甲は一定の地域を単位とするのではなく、人為的に各戸を組合わせて編成したから、極端な場合には、里長所轄の甲首が広範囲に散在するという事態も出現していた。(2)里甲組織を維持するため、国家によって強制的に析戸させられる（子戸を立てる）場合があった。(3)里甲を編成する地域的限界は都であり、土地売買も都内では自由であったが、別都に跨がる場合には子戸を立てる（析戸する）必要があった。

なお小山氏にあっては里甲の地縁性を捨象するのであるが、従来里甲制について言われてきた共同体機能については「都」を考慮すべきだと強調する。その場合には、氏自身が明言しているわけではないが、氏が別稿<sup>9)</sup>で究明した糧長の位置付けとも関連するのである。かように、小山氏の里甲制の理解は、もしそれが正しいとすれば単に国家の支配構造の究明に止まらず、中国封建社会（小山氏にあっては中国の奴隸制末期の社会<sup>10)</sup>）そのものの体制的構造の解

明に大きく寄与するものと思われる。次節では、小山氏の三点の事実認識を史料に即して検討してみることとする。

## (一) 小山正明氏の里甲制の理解とその問題点

### 1 里甲編成の地縁性

小山氏が里甲編成は村落のごとき地縁的関係を基礎として行われたものではないと言ひ、その事例として引く(二二三頁)のは、十六世紀前葉の嘉靖間、福建の著名な郷紳、林希元『林次崖先生文集』卷六書〈与俞太守請賑書〉に、

元按、同安(福建泉州府)五十閩、一閩十里長、各帶十甲、該人一百一十戸。……又賑濟只照都・閩・里長・甲首、不知里長所轄甲首各散処外都、近者五六十里、遠者一二日程。

とある史料である。これは極端な場合であろうが、確かに「里長所轄の甲首が各々外都に散処し、近きは五六十里、遠きは一二日程なるを知らず」と言うところからみれば、小山氏の言うとおりである。ところが、「甲首が外都に散処し」という事態は通常ではない。それは里甲の編成が二都以上に跨がることは禁止されていたからである。①となれば右の事態は、明初以来の里甲制の事例ではなく、その崩壊期の事例ではないかと思われる。

里甲編成の地縁性の指摘は、早くから成されてきた。最近では特に、鶴見尚弘氏(12)が福建の『嘉靖羅川志』によって、「里の区画・領域は、すでに郷村として社会的に実体化していた宋元以来のそれをそのまま基礎としているものもあった。また里の改編をみても、一里を複数の里に散入して、厳密に一一〇戸の戸数を維持するための、人為的な組合せが行われることは少なく、一里を分割せず、特定の里に併入されることの多かったことが知られる」(講座七〇頁)といい、また、明代中期以後「正管戸(里甲一一〇戸の構成員)の著しく減少した地域では、里の併合編成換え

が行われ(た)」（講座八四頁）という。里の併合編成換えの事例は、枚挙の暇がない。その場合、福建の万曆『惠安県統志』一巻里には、

忠恕郷所属里甲

待賢里 十一都并二十□為一都

民蘇里 十二都并十三都戸

信義郷所属里甲

婦化里 三都四都并為一都

普賢里 十四并十五十六十七為一都

同信里 十六十七并

とあって、併里はおろか都の併合改編が行なわれているのである。では、かかる里や都の編成換えは全く人為的に行なわれたものであろうか。筆者にはそうは思われない。やはり里や都の改編は、鶴見氏の指摘のごとき「特定の里に併入される」という里の併合編成換えが多かったものと考えられ、むしろそれらが地縁的關係を基礎にしていればこそ、現実の地域の社会変動によって里甲編成の再編が必要になったと考えられる。先に小山氏の挙げた林希元の指摘する事例は、氏が言うように里甲間の徭役負担能力均等化を維持しようとしたことの現われなどと言えるものではなく、百十戸の正管戸を確保せんがためのギリギリのところの里甲編成であって、むしろ地縁的關係を考慮していないという点において里甲制の末期的症状を呈しているものとも考えられる。もちろん、小山氏の、里甲編成は各戸を地縁的關係を考慮することなく個別的に抽出し組合せたという根拠は、林希元の事例のみではない。しかしそれは、以下の析戸・子戸の問題とも密接に関連しているのでそちらを検討した上で、再度考えてみたい。

## 2 析戸の意義

小山氏は「明代の里甲編成が戸数原則と各里各甲間の徭役負担能力均等化の下に行なわれたとするならば、少数の戸に土地が過度に集中することは、里甲間の均衡維持を破壊して里甲編成を困難ならしめる。こうした事態の進展に対処しようとしたのが、国家の戸籍上における戸の分割、すなわち析戸であった」（二三頁）とする。氏の挙げた事例の中、『明夷録』弘治十三年正月己卯の条には、

巡按福建監察御史胡華言六事。……一。編里甲。福建地方、十年里長中間庇役、未半年、即便逃移以至、鮮軍解料動至破家、皆緣官吏通同里書、放富差貧之弊。乞通行兩直隸并各布政司、今後輪当造冊之年、令有司預先逐戸查審、供給某戸田粮新收開除數目。各凶甲首、某里足備、某里欠少。如一里長以十甲首為則、十里長以一百戸為率。戸有貧難、以殷実者僉替。甲有欠少、以分析者補贖。使彼此不至多少、則貧富適均、而差遣平矣。

とあるが、これを国家による里甲組織を維持するため強制的に析戸した事例とみなせるかどうか問題である。また、正徳『大明会典』卷二十一戸部、戸口、攢造黄冊、景泰二年の奏准にも同様なことが言えよう。なお小山氏の事例は、全て景泰・弘治年間以降のものであることに注目すべきである（後述）。ところで、章懋『楓山章先生文集』卷一奏疏〈議処塩法事宜奏狀〉—代中丞作—には、

一曰存恤竈戸。……合照黄冊事例。凡民戸之里甲有欠、就将凶内丁・粮高大者析戸当差、以補其数。若以竈戸之丁多家富者、亦行析戸充役。照丁弁課以補竈籍逃絶、皆免雜泛均徭、則差役均平而歲課不虧矣。  
（三）とあり、また劉堯壽『虚籟集』卷二贈州牧鵝峰公入覲序には、

上戸租石倍於下戸者、析其戸為二、余則再析之。不足者附於各戸之下。其徭・里諸役、歲抄計簿、以次承代、無毛髮盈縮。

とあって、いづれも丁粮多い戸を人為的に析戸せしめて里甲の欠落を補充することを言っているようである。なお後者は、一つの析戸の基準を示したものとも思える。但し、この場合、戸等により析戸を行い、均等な戸を創出せんとした、とすれば、戸等の意味（上等戸には重い役が、下等戸には軽い役が課かること）そのものが無くなるであろう。<sup>(15)</sup>

以上要するに、小山氏の析戸の事例は、その事例の時期的な面でも、内容的な面でも、洪武十四年以來の里甲制本來の制度における析戸の事例とするには、かなり無理な点があるのではないかと思われるのである。

### 3 土地売買と子戸の設置

ところで小山氏は、子戸を立てることすなわち析戸することが明代における土地登記の規定によっても要請されたという重要な指摘を行った。すなわち、王文祿「書牘」<sup>二</sup>卷二《答范二府書》（『百陵学山』所収）に、

国初制為冊式、視田為準。以海塩県論之、總三百六十一里、田五十七万六千九百畝、以千字文編定、田行号数、分為一十六都。人戸以籍為定、不可乱也。乱即變成法、罪在不赦。雖有旧管・新収・開除・実在之四例、乃指一戸言之、若一戸有田百畝、或売去二十畝、則造冊曰、旧管百畝、今売当開除戸下田二十畝、彼買者新収二十畝、実在止八十畝。蓋止本都一戸言。或買者別都人、則立為子戸于売田人戸凶中、不可那移、默寓限田之法、不使長兼併之風。

とあり、小山氏はこの史料から「土地売買の行なわれた場合、同一都内であれば、その田地は買田者の籍に移管されるが、別都の人戸が本都内の田地を買った場合、その田地が買田者たる別都人戸の籍内に移管されることは許されず、買田者は本都内の売田者の所属里中に子戸を立てねばならぬとされている」（二五頁）という。この指摘は右の史料による限り正しいであろう。ところが、小山氏は右の処置は正徳『大明会典』<sup>十一</sup>卷二戸部、戸口、攢造黄冊に、



(洪武) 二十四年、奏准攢造黃冊格式、……凡編排里長、務不出本都。且如一都有六百戶、將五百五十戶、編為五里。剩下五十戶、分派本都、附各里長名下帶管當差、下許將別都人口補贖。

とあるのによつて、「里甲を編成する地域的限界は都であり、別都にまたがって一里を組織することが禁ぜられていたことと関連するものであった」とし、その理由は、「この原則を維持するためには、本都内の田地が別都の人戸に移管されるのを防止せねばならず、もし別都の人戸が本都の田地を買った場合には、析戸されて本都内の売田者所屬里中に子戸を立てさせられたのである」(以上二種、二五—六頁)という点に求めている。しかしながら、王文祿の指摘が直接的に右の洪武二十四年の規定に結びつくものであろうか。もし然りとしても、土地売買に際しての子戸設置が洪武二十四年以來の定制であつたと言えるのであろうか。確認が必要である。

いづれにしても、以上の1と3を通じて、小山氏の所説にはいくつかの考慮に価する問題が含まれていることがわかつた。なお、小山氏の挙例を全て小山氏解釈の通りであるとしても、明代里甲編成の原則は變質展開していたと考へざるをえない。その場合、小山氏の所説は、變質過程ないし變質後のそれを問題にしているものと思われる。次節ではこの点についての私説を展開してみようと思う。

## (二) 里甲の編成原則の變質

### 1 寄莊戸の設置<sup>(16)</sup>

『明実録』洪武二十三年八月丙寅の条には、

其排年里甲、仍依原定次第應役、如有貧乏、則於百戸内選丁糧多者補充。事故絶者、於畸零戸内選湊。其上中下  
三等入戸、亦依原定編類、不許更改、因而分丁析戸、以避差徭。

とあり、分丁析戸による戸等の変更、従ってそれによって差徭を避けることは許されず、また『明律』、戸律、戸役  
《別籍異財》には、

凡祖父母・父母在而子孫別立戸籍、分異財產者、杖一百。須祖父母父  
母親告乃坐。 ○若居父母喪而兄弟別立戸籍、分異財產

者、杖八十。須期親以上  
尊長親告乃坐。

とあり、明律の規定でも分籍分財は規制が厳しかった。

ところで、先の実録、洪武二十三年八月丙寅の規定は、翌二十四年の第二回黄冊大造の規定となったものである  
とあり、この第二回黄冊大造の規定（正徳『大明会典』<sup>卷二</sup>十一戸部、戸口、攢造黄冊の洪武二十四年の奏准の規定も含めて）  
では、百十戸の正管戸以外に畸零戸・帶管戸と呼ぶ層が存在し、里甲制運営上の補充物となっていた。これについて  
は、鶴見尚弘氏の的確な理解がある。（<sup>17</sup>）この畸零戸・帶管戸の存在及び機能は、里甲の「里」を現実の村落、共同体と  
して理解せしめる要素であるが、それが、里甲間の徭役負担能力の均等化にどのように関連したかは明確でない。そ  
のためでもあろうか、小山氏は、析戸・子戸の意義は強調しても、畸零戸・帶管戸の存在には言及しない。

ここで考慮されるべきは、畸零戸の内の寄荘戸の存在である。正徳『会典』（<sup>卷二</sup>十一戸部、戸口、攢造黄冊、洪武二十  
四年に係けて、

其畸零人戸、許將年老・殘疾・并幼少十歳以下・及寡婦・外郡寄荘人戸編排。

とあり、（<sup>卷二</sup>十二戸部、賦役には、

（洪武）二十四年、令寄荘人戸、除里甲原籍排定応役、其雜泛差役、皆随田糧応当。

とあって、いずれも洪武二十四年における寄荘戸についての規定であるが、これらの規定の成立は、これより先、洪武  
二十年に南直隸・浙江を中心として各地に土地丈量が施行され、魚鱗図冊が作成されたことと関連していた。万曆十崇

禎間の浙江秀水県の人、徐必達『南州草』<sup>三</sup>奏疏「賦役關係匪輕謹申台臣適均之議、乞賜採扱、以安民生疏」には、洪武十四年、編賦役黃冊、其法論戸不論田。於是、戸均田不均、而欺隱之弊萌生。二十年、遣国子生武淳等、定区丈量、為魚鱗圖冊。田各歸都而人從之。田多者跨都立戸、謂之寄庄。於是、都有額里、里有額田、田均而弊以絶。

とあり、田多き者が都を跨いで立戸した場合、これを寄庄と謂うとある。但しこれは、別都にまたがって一里を組織することを禁じた洪武二十四年の規定と抵触するものではなく、別都に土地を置買したら、そこで「寄庄戸」という戸を設けることとしたものと考えられる。以上について詳しくは別稿で述べた。ともかく寄庄戸の設置によって、一応土地所有が都の範囲内のみで処理されることになり、都・里の原額はある程度固定できたと思う。なお、寄庄戸の存在は、それ自体、不在地的大土地所有の存在を公認したものと考えられる。しかし、この寄庄戸を畸零戸の範疇に入れるだけで処理しようとした点からは、実は明初の土地所有が案外と平均化していた、つまり、里甲間での土地所有の隔差はそれほど大きくはなかったと言えるかも知れない。従って、この観点に立てば、時代が降るにつれて、土地集中化が進展し、寄庄・寄庄戸の矛盾が拡大し、土地所有の確認・チェックを「都」に局限して行なおうとする努力がより必要になったであろうことは十分に予想されるのである。

## 2 寄庄戸から析戸・子戸へ

前項で述べたごとく、明初の里甲編成の原則が大きく変質したのは、明初より八数十年経った景泰年間であった。すなわち、『明史録』景泰二年三月乙巳の条には、

戸部奏、景泰三年、天下郡県例応重造賦役黃冊。本部欲將正統七年原定冊式、并今議、合行事宜備榜、遣人乘伝齋、赴直隸及各布政司府州県、今依式造完進呈。從之。其議事宜云、一、各処人民并軍衛官旗人等、不許於附近

別県置買田地、作寄荘戸、及詭立姓名、致陷里甲陪納糧草。違者發戍極辺。一、各処寄籍人戸、令各將戸内人事産、尽実報官、編入図甲、納糧当差、於戸下註写原籍・貫址・軍民匠宦等戸。及今收籍縁由、不許仍作寄籍。違者本身發戍口外、田産尽数没官。（下略）。

とある。ところが<sup>正</sup>『会典』<sup>卷二</sup>十一戸部、戸口、攢造黄冊、景泰二年の奏准では、少しく実録の文とは異なつて、

凡各里旧額人戸、除故絶、并全戸充軍不及一里者、許帰併一里当差。余剩人戸、発附近外里輾図編造、不許寄荘。若有詭立姓名者、許首告改正。其有自願売与本处人民為業、除給寄荘戸籍者、聴。若違例寄荘者、所在有司拘問、田地入官。

とある。実録も会典も、ともに景泰二年（一四五二）には寄荘戸の設置を禁じている。なお実録では、官吏軍人の寄荘は、その土地で図（<sup>正</sup>里）甲に編入され納糧当差させられたという。しかし会典にはこの部分の規定はなく、むしろ一切を含めて寄荘戸とされ、その寄荘的土地所有關係そのものが清算させられた（売与本处人民為業）ようである。

このように寄荘戸の存在が否定されたら、里甲制の下でかつて持っていた寄荘戸の機能・役割りは何が肩代りするのであろうか。ここに従来禁止されていた析戸が条件付きで承認される下地がある。すなわち<sup>正</sup>『大明会典』<sup>卷二</sup>十一戸部、戸口、攢造黄冊には、

景泰二年奏准。凡各図人戸、有父母俱亡而兄弟多年各爨者、有父母存而兄弟近年各爨者、有先因子幼而招婿、令子長成而婿帰宗另爨者、俱准另籍当差。其兄弟各爨者、查照各人戸内、如果別無軍・匠等項役占窒礙、自願分戸者、聴。如人丁数少、及有軍・匠等項役占窒礙、仍照旧不許分居。

とあり、分戸（析戸）の条件と、析戸された場合には別に戸籍を立てて徭役に当るべきことが示されている。但しこの規定は分戸を許す許さないの基準を示したもので、強制的な析戸を言っているとは思われない。なお、右の規定は実録では全く見受けられないのである。

### 3 「田・糧不過都」

ところで熙『秀水県志』<sup>三</sup>卷錯壤、王庭「三県田糧問答」には、

曰、分後為各県、其先即嘉興一県之各都也。本都之田、即在本都、完糧立戸者、其常也。此都之糧戸、買田于彼都。大造時、収彼都田之糧于此都戸下、而田實在彼都。是此都之田、嵌在彼都界矣。先未分県時、只嵌田于本県別都之界。及分三県、便以為嵌在別県之界、故曰錯壤也。宣德分県時、去洪武初定版籍、未遠、故所錯尚少也。

とあり、本都の田は本都に在って完糧立戸する（つまり納税のための戸を申告する）のがその常、本来の姿であるが、嘉興府三県の場合では都を超えた土地所有が一般的であり、納税も原籍地の方で一括して行なつたようである。<sup>18</sup>但し、ここに述べる所が果して事実そのままであるかと言うと、旧稿<sup>18</sup>でしばしば述べたように一概には決められないのである。結局、そう簡単に都を超えて田糧を移動することができなかったが故に、兌糧・貼銀の制が成立したものと思う。しかし、いづれにしても、宣徳時（例の景泰二年より二十数年前）では洪武の版籍がしっかりしていたので問題は生じなかつたという。「本都之田、即在本都、完糧立戸者、其常也」ということが盛んに言われ注目されるのは、やはり明中期以降のことであつた。但しそれがいつ頃から始まるかについて考える材料を筆者は未だ発見していない。しかし前項でみたように、景泰年間に明初の寄荘戸設定の体制が変更されたこと、またその頃析戸が認められ始めたこと、などから考えて、景泰年間頃である可能性は強い。なお、納税や土地売買において都という範囲が問題となることは、郷村の賦・役徴収や水利機構・裁判等を掌握していた糧長がこの都（実は区であるが）を単位に設置されて<sup>19</sup>おり、この糧長の在地における権力支配が衰退していく（糧長の役に耐えられぬという事態の発生）過程とも関連していることは間違いないであろう。この点の確認は今後に残しておこう。

ともかく、明中期以降には「田・糧不過都」の制が大いに叫ばれる。その一つ、<sup>万</sup>曆『嘉定県志』<sup>七</sup>卷田賦考下、田賦条

議（知県王応鵬―正徳五年任―申議四事）には、

其三、糧不過都里入割注（夫有田斯有糧、故事惟州県之糧不得過界、而都里之糧則推收無定也。故錢糧之總、雖不失而飛走之弊、有不可革矣。試言其弊、有將腹裏墾田、改捏重則推收、沿海区分日後遂捏墾田、埋沒錢糧者。有花分於別区、詭寄於外都、而欺隱稅糧者。……其弊百端難以枚舉。為今之計、合無於量定田圩之後、總計一區之中、田額若干、詭糧若干、黃冊之業產、聽彼此推收之便、實徵之錢糧、照田畝坐落之區、如此則田与糧不離、拳其總而細可查矣。挈其綱而目可見矣。仍於徵糧之際、造冊二本、一曰圩領戶（冊）、計田糧以分註其人戶。一曰戶領圩（冊）、計人戶以分註其田糧。官府之青由、照戶領圩之冊而填之。糧長之權糧、照圩領戶之冊而徵之。雖有前弊、無由作矣。

とある。ここではまず、「糧は都里を過ぎず」の制が新たに提起されていることが注目される。すなわち、州県の税糧は界を過ぎるを得ないが、都里の糧の推收に関しては定めがない。そこで弊害が多く出たので、田と糧とを一致させる方向で、徵糧に当っては圩領戶冊・戶領圩冊の二本を造って都里単位の糧額を確定把握すべきだとする<sup>(20)</sup>。但しこの提案がどのように実現されたか、それは問題である。なぜなら、この提案の意図しているところが実現するのは、嘉靖年間の十段法や万暦年間以降の均田均役法の施行を待たねばならなかったと考えられるからである。特に均田均役では、百十戸の戶数原則による里甲の編成ではなく、田土そのものが基準になっての里甲の編成が行なわれる。但し、十段法や均田均役法による改革が要請されたのは、単に、大土地所有の展開による都・里を超えた土地所有―税・役徵収が惹き起す諸問題のためばかりではなく、すでに小山正明<sup>(21)</sup>、浜島敦俊<sup>(22)</sup>両氏が指摘しているように、郷紳的土地所有の展開をめぐる詭寄・寄荘等の諸問題の処理のためでもあったと考えられるのである。

(三) 均田均役法による里甲の編成

1 子戸・析戸と郷紳的土地所有

明の中期以降には、子戸・析戸が土地所有者の税役脱免の手段となっているという指摘は一般的にみられる。例えば、『嘉善県志』<sup>卷一</sup>戸口は、

嘉善、自成化以前、戸不過三万、至弘治・正徳、則漸広矣。要亦不過三万四千耳。愚近于冊外求之、陰得四万二千有奇、則又加広矣。何流者愈衆而荒田之反多耶。蓋書手詭戸、往往分名析字、寄田別甲異図、每逢当甲、則曰此子戸也。遇派重役、則曰田不及也。展転推避、十年或不一役、是故貧者愈損、流者蓋多、而書手之利源、日益滋矣。邇來、賦役日繁、糧長子戸、雖而貧乏亦不能免、則以独勞久任所者、不償所需也。愚議俟造冊之歲、併子戸歸一、以復版籍之旧已。於今歲預造各甲冊納之庫。冊以甲名、田以甲定。歲各驗甲冊而定役焉。矧勞可均、弊可革、庶乎其有濟也。

と述べ、州県の戸口調査に誤りが多いこと、特に冊籍を掌る書手が記載を詭り、子戸を捏造していることを挙げ、子戸を立てる者は田産を分割することによって重役を逃れ、その皺寄せは貧者に及ぶという。これは正しく明末の「役困」<sup>(24)</sup>の一つである。そこで知県は、子戸を本戸に帰併せしめ、甲ごとに田地を確定し、それによって派役すべきことを提案する。

ところで、このような子戸・析戸による税・役脱免の不正は、明末当時では郷紳の徭役免除の特権(優免)<sup>(25)</sup>と結びついたものが多かった。これについては小山正明・浜島敦俊両氏の十分な検証がある。筆者も別稿で補足的な指摘を行なった。ただ、何故に子戸にまで郷紳本戸の優免の適用が拡大されるのかという問題は未解決である。その点はともかくとして、十段法以降においては、郷紳の優免を本戸のみに限り、子戸一般には拡大適用しないようにという規

定がみられることから、事実として子戸への優免適用はあったと考えられる。

しかしながら、ここで再度小山説に対する疑問を提起しておきたい。小山氏は十段法の検討を行ない、その結論として十段法では「徭役科派対象たる丁・田を戸を媒介とせずに直接掌握することによって、郷紳の優免を本戸にのみ限定し、析戸を通じての優免規定の拡大適用を防止しうる可能性を制度的に獲得することができたからであると言えよう」(二九頁)という。十段法が「丁田を戸を媒介とせずに直接掌握した」とは一体どのような意味であろうか。まずもって「戸」とは何かも問題である。なぜ郷紳の優免を本戸に限定しうる可能性を制度的に獲得することができたのであろうか。疑問を端的に表現すれば、小山氏の考え方は、十段法―一条鞭法―均田均役―順莊編里―地丁銀制という明から清への税役制度の改革の過程が何故に必然であったのかの説明されないのではないかと思われる。<sup>(26)</sup>そこで、この点に関して、均田均役法をとりあげてみよう。

## 2 均田均役法による里甲編成

均田均役法による里甲編成は、従来、小畑竜雄氏<sup>(27)</sup>や浜島敦俊氏が指摘したように、浙江海塩県の改革が先例となっていた。万曆九年(一五八一)の海塩県の均田均役法施行に際しては、かの王文祿が大きな役割りを果たした<sup>(28)</sup>と言われ、海塩県の均田均役を知る場合、彼の意見の検討は必須である。王文祿の著述は、彼の編纂した叢書である『百陵学山』中の諸処に収められている。次にその重要な指摘を示そう。

(甲)<sup>(29)</sup>国初制為冊式、視田為準。以海塩県論之、総三百六十一里、田五十七万六千九百畝、以千字文編定、田行号数、分爲一十六都。人戸以籍為定、不可乱也。……或買者別都人、則立為子戸于売田人戸凶中、不可那移、默寓限田之法、不使長兼併之風。〔書牘〕<sup>卷</sup>二《答范二府書》

(乙)大造黄冊年、『田在一都者、造註一都、不許過都開除。洪武四年冊可查、余都做此。立法嚴整、各歸原都、則



凶荒可驗、殷實可定。糧・里長、默寓井田法、人皆不敢跨越數都立戸、無貧富不均都也。今田在一都、提入八九等都、乱而無紀、曷稽哉。』更令私相勸率、田十畝者外出田一畝、百畝者十畝、千畝者百畝、用幫糧・里長、解辦費立戸、名曰助役田。其田臨均徭時、止定銀差、以助義舉、則和睦之風頓生、而生民樂業矣。〔求志編〕<sup>一</sup>卷

(丙) 今当大造冊之年、請以海塩為例、画定里甲、每里田若干、每甲田若干、自一都以至十六都、順流均派、不使有多寡之分。……『彼田在一都者、造冊註一都、不許過都開除、洪武四年冊可查、余都做此。立法嚴整、各帰原都、豊凶可驗、徭役可定、默寓井田之法也。人皆不敢跨越數都、兼併之以立戸、默寓限田之法也。今田在一都、提入八九等都、立戸、乱而無紀、曷稽哉。』是故正經界、以復原都、造冊之要也。画里甲以均徭役、造冊之綱也。不然貧富不均、則民心不平、世道何由平哉。〔策樞〕<sup>三</sup>卷 甦民策四首の内(均役)

(丁) 縱不然未見有真実為民者、十年一造黄冊、正經界、均賦役、所以厚農也。普天之下、兼并成風、溢凶跨都、創為新增之里、連絡千頃而規避而規避重徭。貧無卓錫之產者、反代豪右巨富之役。有司曾不加問、止為故事之。応試取今進黄冊而闕之、足見無愛民之心也。駁回重造、而擬以變乱成法之律、必使里甲之均、而貧富無隱可也。〔書牘〕<sup>一</sup>卷(上)台府時務書

ここに王文祿が賦役の不均・特に「役困」に対する対策として提起しているのは、①土地売買とそれに伴うその所有・納税担役名義の変更・申告は、原籍地の都の範囲を一定のワクとしその範囲で変動をチェックする(甲)・(乙)・(丙)。(丙)なお、原籍都のワクを越えて他都に土地を買った場合、そこに子戸を立て、都の範囲内の原額の変動を来たらさないようにする(甲)。(乙)所有田土の内から一定率の面積を助役田として拋出させる(乙)。(丙)經界を正して都の原額面積を確保する(丙)。(丁)黄冊記載の再検査を嚴重にする、などである。さて、問題は、小山氏の所説に關係して、都を越えた、或いは跨いだ立戸の扱いである。既に前に述べたが、(甲)の史料での、別都人戸の土地を買った場合、売者の凶中に子戸を立てるといふ方式は、いつ頃の状態について述べたものであろうか。その事態と、(乙)・

(丙)に言う「今田在一都、提入八九等都、立戸、乱而無紀」の立戸の状態とは、どのように関係するのであるか。つまり子戸を立てること、「立戸」とは区別されているのかいないのか。区別がないとすれば、小山氏が強調する子戸設置の必要は、王文禄当時の均役施行前夜のものとなる。区別があるとすれば、郷紳本戸の優免が子戸に拡大適用される根拠はどこにあるのであろうか。なおその際、以上四種の史料に共通していることは「寓限田之法」とか「寓井田之法」とか言った、中国の伝統的・儒家的觀念、土地所有の理想像が展開されていることである。ところで(乙)・(丙)（その実一つの史料であり、明らかに(乙)のカッコの部分は(丙)のその要略文である）で、都を土地所有の一定の基準範圍とした場合、その基礎台帳は何故に洪武四年の冊（黄冊？）なのであろうか。これが洪武二十年の魚鱗図冊でないところにも問題がある。つまり、それは、あくまで原額の確保のみを意図したものであり、黄冊記載の開除分についてのみが注目されたと解釈される。以上を踏まえて、ここで前言をもう一度継承し、「立子戸」と「立戸」の關係について考えると、その場合、明らかに対策を講じる必要があるとされているのは「跨越数都、兼併、立戸」の場合であり、(丁)の「溢図跨都・創為新增之里」の事態なのである。それに対し、「立子戸」は、都を跨越して本戸を立てる場合とは異なり、原額田土数を那移する恐れのないものとされている（しかしそれは、既に前節でみた如く、当初は寄荘戸の役割りであったが）。問題は、子戸と本戸とが一面分離し一面混合するという事態であり、各都に散在して立戸する状態であったし、それは郷紳の優免に係わっていたのである。かかる事態、特に郷紳本戸が各都各図に散在的に立戸し、それに優免の適用を受ける事態の進展は、いかに郷紳本戸と子戸とを分離し、子戸の優免適用を禁止し、かつ丁・田そのものに派役したとしても、規制しうるものではなかった。なお、郷紳の立戸ないし立子戸をめぐることは、次の如き詭寄や寄荘という郷紳本戸に対する所有名儀の移動が伴っていた。王文禄「書牘」<sup>卷</sup>二《上侯太府書》（『百陵学山』）には、

且今大造黄冊、十年之利害也。郷官受民詭寄、田一畝銀三錢、千畝三百兩、新例也。前冊未有也。由差重而吏縁

奸、故避之也。且郷官亦士也。……弊郷有顧大參者、無利而親識寄田、及死戸下有田而無租、子孫賠糧而不知田主、可一徵也。何今之受寄而只凶目前乎。且本郷郷官、為本郷之賢才、免之、可也。鄰県郷官、別府郷官、皆受詭寄而取利、何名也。亦有在任而不知。祿嘗問其家、亦不知。皆豪右畧沾親識者、詭冒之也。『請嚴加里書該甲之刑、即直言無隱矣。没入于官、懲一而警百、則詭寄可絶也』。知黄冊止言男一丁、草房一間、田若干畝、未見有某郷官、某進士、某举人也。由此觀之、同一齊民也。無優免之例也。試取冊而驗之、可也。京官優免者、為功于職也。免本戸的名、非免詭寄也。外任休致無之也。今也槩免之。不特免已而免人、親戚有利者、皆得免之、何多也。貧民曷堪乎。今若此、再十年後之造冊、皆郷官之戸也。誰為里甲乎。

とあり、ここには種々な形態の詭寄を通じての郷紳への土地集中と、それへの優免規定の拡大適用の事態が物語られている<sup>(31)</sup>。特に問題とされるのは、隣県・外府の、要するに県外の郷紳(客官)が詭寄を受け入れて県内に立戸立籍し、それへも優免が適用されているという事態である。『内は、詭寄の弊を絶つ処置として王文祿が提起したものであろうが、それは単なる胥吏・里甲人役に対する規制罰則強化のみである。しかもそれだけでは郷紳に対する規制強化とならない。そこで王文祿が提起しているのは、上掲史料(丙)〔策枢〕<sup>(32)</sup>卷三(均役)の省略部分に、

凡穀四百畝者当里長一名、八百畝者二名、千畝者当粮長一年、万畝者十年、則百畝數十畝者庶少安、而貧富可均也。彼富者、曰、一身止充一役、田雖万畝、役難十年。曰、豈有田万畝而一身自索租哉。有土則有人也。十年輪役限已寬矣。尚何心不平乎。

とあり、いわゆる田土額による里甲の編成、なお正確に言えば一定土地面積を基準とした里長・糧長の派役の方法が示されている。ここでは里長は四百畝(従ってこれが一甲の面積)を基準としている。ところで、かかる田土面積そのものによる里甲の派役を具体化するにあたっては、次のような手続きが必要であると王文祿は言う。前掲史料(均役)の続文には、

然行法必自貴（＝貴）始、不畏勢豪巨宦、清查詭寄子戸、按田而定之。京宦拳人監生員吏胥等依例優免外、余則為役。免之者優之也。冀其出身以報國也。今反冒富之田以取利、而至重之徭役儘推之于貧。豈均乎。何能平其心也。或曰槩里甲中万畝千畝八百畝四百畝者亦鮮矣。將何以処之。曰、合少以為多、衆輕而易拳、若海寧興法、可行也。請將徭役銀、均入秋糧數中帶徵、若戸該銀十兩、每年帶徵一兩、戸該銀一兩、每年帶徵一錢、收銀貯庫、分解各司、力差取給、大戸數名朋当至重徭役、且絶郷官每年之討而貧富庶可均也。雖然經界正則田均、田均則里甲均、里甲均則徭役均、徭役均則貧富均而民心平矣。

とある。勢豪巨官を畏れず、詭寄・子戸を清查摘発し、郷紳の優免については規定額のみに止め、余田には一律派役する。なお、先の四百畝一里長については、四百畝の土地を持つものを探して里長とするのではなく、杭州海寧県の方式に倣<sup>(33)</sup>って、一律に田土に徭役銀を課し、それを秋糧数中に均入して、（税糧に）帶徵せしめるという方式を採用する。これは正しく徭役＝丁税の土地税へのくり込みの一方法である。

しかしながら、以上のような王文祿の提案も郷紳層の反対が強く、その具体化は難行したようである。それでも海塩県では万曆九年以後、十年毎の編審に際して歴代の知県の努力がみられ、一里長（＝一甲）三百二十畝という田土額による里甲の編成と、それに伴う郷紳の優免の制限は着実に進展していった。<sup>(34)</sup>

## 結 び——研究の展望

以上、明代の里甲制度についての小山氏の理解を批判した。その際、小山氏と筆者との間の決定的な理解の相違点は、明初以来の里甲制の里に地縁的關係を認めるか否かである。その点に關連して、つぎに筆者は、小山氏が強調する析戸・子戸の意義については、里甲制本来の定例であるという点において否定した。ただし里甲制の解体期の現象

としては、小山氏指摘のごとき析戸・子戸についての事態も出現したと思う（本稿ではその劃期を景泰年間と想定した）。また、明末以降の江南の均田均役法の里甲は、地縁の關係を考慮しない、人為的個別的に押出された単なる収奪のための組織であった。そのような里甲が出現したのは、郷紳的土地所有の展開に契機があると考えられる。地縁性を考慮しない里甲は、いかにして機能しえたのであろうか。筆者の次の研究は以上の点に関して、明から清への賦・役制度の変革——均田均役から順莊編里へ——の検討に向かうであろう。

### 註

- (1) いわゆる平野義太郎・戒能通孝論争が著名である。これについては、旗田 巍『中国村落と共同体理論』（岩波書店、一九七三）に解説がある。
- (2) 清水盛光『中国郷村社会論』（岩波書店、一九五一）等参照。
- (3) 「明末清初、揚子江中流域の大土地所有に関する一考察」『東洋学報』四四—三、一九六一。
- (4) 「明代の畸零戸について」『東洋学報』四七—三、一九六四。なお、「明代における鄉村支配」（『講座』世界歴史）12、一九七一、以下本文、註とも『講座』と略す）参照。
- (5) 「明代の十段法について」(二)『千葉大学文理学部『文化科学紀要』一〇、一九六八。なお「賦・役制度の変革」(『講座』参照)。
- (6) 鶴見氏は『本章で用いる鄉村とは、いわゆる「行政村落」ではなく、歴史的・社会的に成立する現実の村落をいう。このような歴史的形物を「行政村落」に対比してのうえとはいえず、「自然村落」と呼ぶことは必ずしも適當ではない。』という（『講座』五八頁、注(一)）。
- (7) 特に「明代の十段法について」(二)を扱う。なお、本稿においては同論文の引用は頻繁なので、本文中にその頁数を註すに止める。
- (8) 『東洋史研究』二七一—、一九六八。
- (9) 「明代の糧長について」『東洋史研究』二七—四、一九六九。
- (10) 「明末清初の大土地所有」『史学雑誌』六六—一二、六七—一、一九五七・八。
- (11) 本文後掲（証）『大明会典』（卷二）戸部、戸口、攢造黄冊、洪武二十四年の奏准、参照。
- (12) 前掲、『講座』論文。
- (13) 章懋（一四三七—一五二二）は成化二年の進士。なお、史料は、それまで析戸が全く禁じられていた竈戸の事例について述べており、よほど制度が崩れた時点のものを示していると思う。

- (14) 史料の別の個所に「嘉靖四十一年鶴峰公來守」とある。
- (15) 小山氏は、里甲編成における析戸については、鶴見氏「明代の畸零戸について」六四頁註(46)も指摘しているという(但し、これは小山『講座』論文三二二頁註(7)であって、それ以前の「明代の十段法について」(二)中ではない)。しかし、小山・鶴見両氏の析戸の捉え方には明瞭な相違がある。鶴見氏は「民戸に対しては戸をわかち、別に一戸をたてることが許されているから、このような形式によって戸を補う場合もあった」「別に戸をたてる場合の基準」と言っているだけで、特に強制的、人為的な析戸のことは言っていない。
- ところで、章懋・劉堯誨の両事例も、人為的強制的な析戸の事例としか読めないわけではなく、そのような読み方の可能性を多分に含みつつも、なお、家産分割を通じての任意な析戸の場合の事例であるとする読み方も可能なのである。つまり「析戸当差」「行析戸充役」は、戸を任意にわかつて、別に一戸を立て、その戸を承役戸とすることが認められた、というものである。
- (16) 本項は、別稿「明代の寄荘戸について」『東洋史研究』三三—三三 参照。
- (17) 前掲、「明代の畸零戸について」。
- (18) 拙稿「浙江嘉興府の嵌田問題」『史学雑誌』八二—四、一九七三—六頁以下参照。
- (19) 前掲 註(9)の小山論文。
- (20) 前掲 註(18)の拙稿にある「圩額」による糧額の設定もこの線である。
- (21) 前掲「明代の十段法について」。
- (22) 「明末浙江の嘉湖両府における均田均役法」『東洋文化研究所紀要』五二、一九七〇)。
- (23) 書手は、里甲正役に数えられる場合もあったが、明中期以後の里長の役の分化とともに、冊籍を管することを専門とした役となった。(山根幸夫『明代徭役制度の展開』東京女子大学学芸、一九六六)。
- (24) 浜島前掲論文参照。氏は、明末の役困として、詭寄・寄荘・花分の三種を代表的なものとする。
- (25) 前掲 註(16)の拙稿。
- (26) 浜島氏は「十段法においては、優免の制限ないしは廃止という改革はまだ展開されていないといえるであろう」(一六三頁)というが、それは正しくない。優免を本戸に限定し、かつ客宦・寄荘の優免を停止し始めたのは、優免の制限の第一歩である。但し、十段法では、郷紳の優免を本戸に限定するだけであって、一県優免額の総額を決めたなどによる優免制限の具体化は進展せず、不十分に終わったと思う。
- (27) 「浙江海塩県の里甲」『東方学報』京都一八、一九五〇)など。
- (28) 浜島前掲論文、一五三頁参照。
- (29) この史料は、先に挙げてある、小山氏の所論の根拠となったものである。
- (30) 詭寄・投献については、清水泰次「明代に於ける田土の詭寄」等『明代土地制度史研究』大安 参照。氏は、詭寄・投献

とは、税・役脱免のために、他人に所有権の全てを譲り渡した形ではなく、単なる名儀を移す（ないしはあずけた）行為とみているが、右の史料の畝当り三銭は詭寄を受ける側がとる名儀貸し料であろう。ところでなぜ、それが冊籍（黄冊）に登場するのであるうか。なぜ新例とよばれるのであろうか。

(31) この史料の主要な部分は、既に小山、浜島両氏が指摘している。

(32) 王文祿の〈均役〉は「均甲」と表現されている（「書牘」二卷〈上侯太府書〉）。

(33) その具体的検討は今後に残す。

(34) 浜島前掲論文参照。

〔附記〕 本稿は昭和四十九年度文部省科学研究費補助金一般研究Dの報告の一部にあたる。